

平成29年度指宿市地域青少年体験事業補助金

地域体験活動を 応援します！

ふるさと探検・親子ふれあい
体験型補助



地域塾型補助

《問合せ先》

指宿市教育委員会 社会教育課 社会教育係

TEL 0993-23-5100 FAX 0993-23-5000

〒891-0403 指宿市十二町2290番地(時遊館COCCOはしむれ内)

指宿市教育委員会では、地域の教育力向上を図りながら、青少年の体験活動の機会を増やすことで、地域が育む「いぶすきっ子」の育成、青少年の「社会を生き抜く力」を養成することを目的に、指宿市内の地域団体や青少年育成団体等が実施する青少年を対象とした体験活動を内容とする事業に予算の範囲内で補助金を交付します。詳しくは「平成29年度指宿市地域青少年体験事業の手引き」をご覧ください。

【補助対象期間】平成29年7月1日から平成30年2月28日

※申請額が市の予算額に達した時点で受付を終了します。

【補助対象事業】10名以上の青少年が参加し、概ね6時間以上行う体験活動

指宿市内在住の小学校1年生から高校3年生までの子どもたち、又は4月1日現在で年齢が6歳から17歳までの子どもたちを対象に行う以下の事業（活動）が補助対象です。

- (1) 地域内の年齢の異なる子どもたちが活動する事業
- (2) 地域内の子どもたちと大人たち（親子を含む）が広く交流する事業
- (3) 地域内の子どもたちが主体的に企画・運営する事業

《具体的な活動例》

自然体験活動（キャンプ、自然・天体観察等）、生活体験活動（料理教室、自炊体験、宿泊体験等）、歴史伝統知恵の継承活動（地区史跡めぐり、門松づくり等）、科学・工作体験活動（科学実験教室、工作教室等）など

【補助対象団体と補助金額】

◆**地域塾型補助金(上限額3万円／1団体1事業)**

- ・校区子ども会（各校区内の単位子ども会連合体を含む）
- ・指宿市PTA連合会又は指宿市PTA連合会加入の単位PTA
- ・指宿市内の区又は校区自治公民館連絡協議会

◆**ふるさと探検・親子ふれあい型補助金**

- ・地域塾型補助金対象以外の団体で、社会教育団体及び青少年の健全育成に資する団体として教育委員会が認める指宿市内の団体（スポーツ関係団体を除く）

参加人数（青少年）	補助率	限度額	備考
20人以上40人未満	2/3以内	60,000円	1/3自己負担
40人以上	1/2以内	100,000円	1/2自己負担

【補助対象になる費用】

- ・講師謝金（交通費含む）、使用料や会場設営費、消耗品費（文房具等）、印刷製本費（コピー代、用紙代、インク代など）、保険料（イベント保険料）、材料費（食材費含む）、その他必要と認められる経費（要相談）

《補助対象にならない費用》

懇親会費・飲食費、備品購入費、交際費、慶弔費、積立金、他団体への負担金等

平成29年度指宿市地域青少年体験事業補助金申請の流れ

※手続等詳細については、社会教育課社会教育係又は最寄の校区公民館へお問合せ下さい。

行 程	市民のみなさん（補助事業者：体験活動を実施する団体）	指宿市教育委員会社会教育課
1 企画・計画 ○自分たちで出来る体験活動についての話し合い、計画する。	子どもたちや親子の体験活動をみんなでやってみたいなあ？  ↓ 体験事業の計画・企画	必要があれば社会教育課にご相談ください。 0993-23-5100 （時遊館COCCOはしむれ内）
2 補助金申請 ○企画・計画した内容にもとづいて、補助金申請をする。 1か月くらい	・補助金交付関係書類の作成と申請 ①補助金等交付申請書（第1号様式） ②事業計画書（第2号様式） ③収支予算書（第3号様式） ④団体概要書又は規約 ・補助金交付決定通知書の受理 ※体験事業を実施する前に、前金で補助金を支払う（前金払申請が必要）こともできます。事前に社会教育課にご相談下さい。	社会教育課 0993-23-5100 （時遊館COCCOはしむれ内） 《注意》本年度の市の予算額は77万円程度です。申請の額が市の予算額に達した時点で、本年度申請受理は終了となります。 《申請書正式受理後》 ・補助金交付決定 ⑤第4号様式 （補助金額の決定・通知書送付）
3 体験事業実施 15日後くらい	・体験事業（補助事業）の実施 	社会教育課には、体験活動に貸出できるテントやキャンプ用品などがあります。予約のうえご利用下さい。詳しくは社会教育課社会教育係にご相談ください。 0993-23-5100 （時遊館COCCOはしむれ内）
4 実績報告 ○実施した体験事業について実績報告書を作成する。	・補助金等実績報告書の作成・提出 ⑥補助金等交付実績書（第13号様式） ⑦事業実績書（第14号様式） ⑧収支決算書（第15号様式） ⑨開催案内・チラシ等 ⑩領収書の写し ⑪体験活動の写真 ⑫参加者名簿 ⑬請求書（実績払いのみ） ・補助金交付確定通知書の受理 ・補助金の受領 ※前金払をしている場合は通知書受理のみになります。	社会教育課 0993-23-5100 （時遊館COCCOはしむれ内） ・実施内容の確認 ・実績報告書の点検・確認 ・補助金交付確定 ⑮第16号様式 （補助金額の確定・通知書送付） ・補助金の交付 （団体の指定口座に振込）

※事業内容が変更になったり、事業を中止する場合には、社会教育課社会教育係へご連絡下さい。